

別添1-1

施策名	公正な取引慣行の推進 独占禁止法ガイドラインの普及・啓発及び事業活動の相談・指導					
施策の概要	講習会の開催等により独占禁止法に係る各種ガイドライン(取引慣行等の適正化に係るもの)の普及・啓発等を図るとともに、事業者及び事業者団体(以下「事業者等」という。)がこれから実施しようとする具体的な事業活動の内容について、相談に応じ、問題点の指摘等を行う。					
達成すべき目標	講習会の開催等による独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発、独占禁止法に係る事業者等からの相談(企業結合及び優越的地位の濫用に係る相談を除く。以下「事業者等からの相談」という。)への対応を行うことにより、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度要求額
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	24,886	23,154	27,924	37,219
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0		
		合計(a+b+c)	24,886	23,154		
執行額(千円)		17,396	10,749			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	—					

測定指標		相談事例集の掲載事例件数	実績値					評価対象年度	達成
			28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	30年度～令和2年度	目標達成
			13件	12件	13件	14件	12件		
		年度ごとの目標値		10件以上			12件以上		
独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応による独占禁止法違反行為の未然防止状況		施策の進捗状況(実績)					評価対象年度	達成	
		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	30年度～令和2年度	相当程度進展あり	
		別紙1のとおり。							
年度ごとの目標値									
独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発による独占禁止法違反行為の未然防止状況		施策の進捗状況(実績)					評価対象年度	達成	
		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	30年度～令和2年度	相当程度進展あり	
		別紙2のとおり。							
年度ごとの目標値									
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 測定指標のうち、「相談事例集の掲載事例件数」については、掲載事例件数が毎年度10件を超える相談事例集を公表し、目標を達成した。 また、独占禁止法に係る事業者等からの相談を毎年度900件程度受け付け、当該相談事例集が掲載されたウェブサイトへのアクセス件数もおおむね高い水準を維持している。さらに、講師派遣を行った講習会等については、新型コロナウイルス感染拡大の状況下においても独占禁止法に関する遵法意識が高い事業者等による一定数の開催があり、当該事業者等における講習会等参加者の独占禁止法に係る理解度は非常に高い。 以上から、本施策は、独占禁止法違反行為を未然に防止し取引慣行の適正化を図る上で、相当程度寄与したと考えられる。							
	施策の分析	測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、独占禁止法違反行為の未然防止に必要なかつ有効であったと評価でき、また、限られた人員で事業者等からの相談のほとんどを7日以内に処理していることや、講習会等の実施内容及び実施方法から、効率的であったと評価できる。							

評価結果	次期目標等への反映の方向性	【施策】 今後、新型コロナウイルス感染症の流行収束に伴って、講習会等への講師派遣の件数も以前の水準への回復が期待されることから、引き続き、講習会等の開催等により独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発を図るとともに、事業者等からの相談への対応を行い、独占禁止法違反行為の未然防止を図ることとする。 【測定指標】 本件取組は、独占禁止法違反行為を未然に防止し取引慣行の適正化を図るために必要であり、相当程度の有効性及び効率性があつたと評価できることから、測定指標のうち、 ①「独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応による独占禁止法違反行為の未然防止状況」及び ②「独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発による独占禁止法違反行為の未然防止状況」については、現在の目標設定の考え方を維持し、引き続き本件取組を推進していくこととする。 他方、測定指標のうち、「相談事例集の掲載事例件数」については、相談事例集の作成は事業者等からの相談への対応の一環として行うものであることを踏まえ、令和3年度以降においては、前記①の測定指標の効果を測るための指標の一つと位置付けることとし、「測定指標」からは削除することとする。この措置に伴い、当該測定指標の効果については、従来からの指標である「事業者等からの相談件数」及び「公正取引委員会ウェブサイトに掲載された相談事例集のアクセス件数」に加えて、「相談事例集の掲載事例件数」の実績値を基に測定することとなる。
------	---------------	--

学識経験を有する者の知見の活用	○ 実績評価書資料の5(2)の独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発において、録画した動画等による講習会等を実施した旨の記載があるが、動画は講習会等の代わりになるものだと思うので、うまく活用してもらいたい。(南島委員) (基礎的な内容等の動画で足りるようなものは動画で対応したり、各業界に特化したような内容であれば、対面での実施や特別な説明動画を作成したりするなど、今後、オンライン化が進むと思われるので、動画等を有効に活用していきたい旨回答した。) ○ 講習会等の参加者の理解度に関連して、徐々に目標値を引き上げて、理解度といった数値を向上させていくという方法もあるが、目標値を高めるというのにも限界があるので、目標値はある程度あればそれで十分であるという前提で、ある程度の参加者に、一定程度理解してもらえるような講習会を増やしていくことを重視するような指標としていくという考え方も思う。(南島委員) (御指摘のとおりであり、参加者に、一定程度理解してもらえるような講習会を増やしていくことが重要であると考えている旨回答した。) ○ オンラインと対面の場合のアンケート結果を比較するなどして、どちらにどのような利点があるかを分析し、それぞれの弱みを補完するような取組が必要と考える。(小林委員) (オンラインと対面の場合のそれぞれのアンケート結果はあるので、今後、内容を分析し、取組内容を検討することとしたい旨回答した。) ○ 相談事例集は、毎年、大学の講義でも使用させていただいており、大変重宝している。キーワード検索機能等も付いて、データベースとして非常に有効なものである。今後とも、事例の拡充をお願いしたい。(多田委員) ○ 講習会等の参加者の理解度については、説明の中のどの部分を理解してもらえなかったのかを把握することも重要である。どの部分を理解できなかったのかに関するデータ・情報があれば、次の講習会等にも活かせるのではないか。(中村委員) (講習会等のアンケートはマークシート方式となっており、具体的な記載はほとんど無いため、今後、検討することとした旨回答した。) ○ 「講習会等の内容を録画した動画を、一定期間何度でも視聴可能となるような特定の事業者等向けの講習会等にも対応した」との記載があるが、これはどういった趣旨か。(池谷委員) (講習会の様子を撮影し、講習会に参加できなかった者等に対して、一定の期間、視聴できるように対応したことを記載したものである旨回答し、実績評価書資料8頁の該当部分を修正した。)
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	①「独占禁止法に関する相談事例集(平成29年度)について」 作成者:公正取引委員会 作成時期:平成30年6月27日 ②「独占禁止法に関する相談事例集(平成30年度)について」 作成者:公正取引委員会 作成時期:令和元年6月26日 ③「独占禁止法に関する相談事例集(令和元年度)について」 作成者:公正取引委員会 作成時期:令和2年6月23日 (注)前記資料は全て公正取引委員会事務局官房総務課において保管している。
---------------------------	---

担当部局名	経済取引局取引部	作成責任者名 (※記入は任意)	取引企画課長 田中 久美子 相談指導室長 原山 康彦	政策評価実施時期	令和3年4月～7月
-------	----------	--------------------	-------------------------------	----------	-----------

測定指標		施策の進捗状況(実績)				
		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
		以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。 ① 事業者等からの相談件数[977件] 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された相談事例集のアクセス数[16,150件]	以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。 ① 同左[991件] ② 同左[18,168件]	以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。 ① 同左[868件] ② 同左[15,930件]	以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。 ① 同左[934件] ② 同左[16,248件] (注)	以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。 ① 同左[891件] ② 同左[10,303件] (注)
	年度ごとの目標値	独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応により、独占禁止法違反行為の未然防止を図る。				

(注)令和2年1月以降、情報システムの仕様変更に伴い、それ以前にカウントされていた数値の一部がカウントされないなど数値が低くなる傾向がある形で、アクセス数の集計方法が変化している。

測定指標	独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発による独占禁止法違反行為の未然防止状況	施策の進捗状況(実績)				
		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
		以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。	以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。	以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。	以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。	以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。
		① ガイドライン講習会、講師派遣等の回数[95件]	① 同左[97件]	① 同左[81件]	① 同左[63件]	① 同左[24件]
		② ガイドライン講習会、講師派遣等の参加者数[約7,190名]	② 同左[約6,840名]	② 同左[約6,115名]	② 同左[約5,090名]	② 同左[約2,720名]
		③ 不当廉売ガイドライン講習会、講師派遣等の回数[2件]	③ 同左[4件]	③ 同左[2件]	③ 同左[1件]	③ 同左[0件]
		④ 不当廉売ガイドライン講習会、講師派遣等の参加者数[約40名]	④ 同左[約120名]	④ 同左[約35名]	④ 同左[約15名]	④ 同左[0名]
	⑤ ガイドライン講習会、講師派遣等での参加者の理解度[—%](注)	⑤ 同左[—%]	⑤ 同左[—%]	⑤ 同左[96.5%]	⑤ 同左[97.3%]	
年度ごとの目標値	独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発により、独占禁止法違反行為の未然防止を図る。					

(注)理解度については、アンケートにおいて、独占禁止法や関連するガイドラインについての理解について、「とても深まった」又は「多少深まった」と回答した参加者の割合を記載。平成28年度ないし平成30年度は、当該アンケートを実施していなかったため、空欄としている。

実績評価書資料

担当課 取引企画課・相談指導室

1. 評価対象施策

公正な取引慣行の推進

独占禁止法ガイドラインの普及・啓発及び事業活動の相談・指導

【具体的内容】

講習会の開催等により独占禁止法に係る各種ガイドライン（取引慣行等の適正化に係るもの）の普及・啓発等を図るとともに、事業者及び事業者団体（以下「事業者等」という。）がこれから実施しようとする具体的な事業活動の内容について、相談に応じ、問題点の指摘等を行う。

2. 施策の目標（目標達成時期）

講習会の開催等による独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発、独占禁止法に係る事業者等からの相談（企業結合及び優越的地位の濫用に係る相談を除く。以下「事業者等からの相談」という。）への対応を行うことにより、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図る。（平成30年度ないし令和2年度）

3. 評価の実施時期

令和3年4月～7月

4. 評価の観点

- (1) 本件取組は、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化のために必要か（必要性）。
- (2) 本件取組は、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図るために役立ったか（有効性）。
- (3) 本件取組は、効率的に行われたか（効率性）。

5. 施策の実施状況

- (1) 事業者等からの相談への対応

公正取引委員会は、独占禁止法違反行為の未然防止を図るため、事業者等から、これから実施しようとして検討している具体的な事業活動について独占禁止法上問題がないかどうか個別の相談があった場合には、これに回答をしている。当該相談の受付窓口は、公正取引委員会事務

総局の本局（東京都に所在）のほか，全国各地の地方事務所等に設けており，当該窓口の連絡先等については公正取引委員会ウェブサイト等において周知している。

平成 28 年度以降の事業者等からの相談件数は表 1 のとおりである。

表 1 事業者等からの相談件数

	これまでの実績値		評価対象期間の実績値		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
事業者の活動に関する相談	776件	780件	685件	772件	747件
流通・取引慣行に関する相談	509件	552件	492件	525件	557件
共同行為・業務提携に関する相談	109件	101件	75件	95件	76件
技術取引に関する相談	30件	30件	18件	14件	17件
共同研究開発に関する相談	25件	15件	22件	14件	9件
その他	103件	82件	78件	124件	88件
事業者団体の活動に関する相談	201件	211件	183件	162件	144件
合計	977件	991件	868件	934件	891件

また，平成28年度以降に受け付けた事業者等からの相談について，相談を受け付けた日から回答を行った日までの日数が 7 日以内の件数の割合は，表 2 のとおりである。

表 2 相談処理日数が 7 日以内の件数の割合

	これまでの実績値		評価対象期間の実績値		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
割合	92.1%	91.6%	93.7%	92.7%	92.0%

さらに，公正取引委員会は，独占禁止法違反行為の未然防止に役立てるため，事業者等からの相談のうち，他の事業者等にも参考になると考えられる主要な相談の概要を相談事例集として取りまとめ，毎年公表している。平成28年度以降の相談事例集への掲載事例件数，公正

取引委員会ウェブサイトに掲載された相談事例集へのアクセス数¹の推移は表3のとおりである。

なお、当該ウェブサイトでは、過去の相談事例集について、年度別、行為類型別及び産業分類別の検索のほか、キーワード検索も可能となっている（産業分類別の検索及びキーワード検索の機能は、令和元年10月に追加。）。

表3 相談事例集への掲載事例件数、ウェブサイトアクセス数

	これまでの実績値		評価対象期間の実績値		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
掲載事例件数	13件	12件	13件	14件	12件
アクセス数	16,150件	18,168件	15,930件	16,248件	10,303件

(2) 独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発

公正取引委員会は、独占禁止法の運用に当たり、独占禁止法違反行為の未然防止と事業者等の適切な事業活動に役立てるため、各種ガイドラインを策定・公表し、どのような行為が独占禁止法上問題となるのかを明らかにしているところ、事業者等の独占禁止法の考え方についての理解や予見可能性の更なる向上のため、ガイドラインの説明会を開催したり、事業者等が開催する研修会や講演会に講師を派遣したりするなどして、ガイドラインの普及・啓発に取り組んでいる。

なお、独占禁止法に係る各種ガイドライン（取引慣行等の適正化に係るもの）のうち主要なものは、表4のとおりである。

表4 独占禁止法に係る各種ガイドライン（取引慣行等の適正化に係るもの）

- ・「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」（平成21年10月）
- ・「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」（平成3年7月）
- ・「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（平成7年10月）
- ・「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」（平成21年12月）（以下「不当廉売ガイドライン」という。）
- ・「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」（平成19年9月）
- ・「共同研究開発に関する独占禁止法上の指針」（平成5年4月）
- ・「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」（平成17年6月）
- ・「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」（平成19年4月）

¹ 令和2年1月以降、情報システムの仕様変更に伴い、それ以前にカウントされていた数値の一部がカウントされないなど数値が低くなる傾向がある形で、アクセス数の集計方法が変化している。

ガイドラインの普及・啓発に当たっては、①事業者等が開催する研修会や講演会に対する講師派遣（公正取引委員会の職員を講師として派遣することをいう。以下同じ。）により、事業者等の事業活動に適したガイドラインの説明を行ったり、関連業界における過去事例を紹介し、理解を深めてもらうほか、②商工会議所・商工会（以下「商工会議所等」という。）の経営指導員を対象とした研修会に対する講師派遣により、経営指導員が事業者等から経営等の相談を受けた際に、各種ガイドラインを参照した対応ができるようにするなど、それぞれのニーズに合わせた形で実施している。

また、公正取引委員会は、かかる講師派遣の機会を増やすため、一般向けのホームページでの案内、商工会議所等に対する文書による案内等を継続して実施している。

平成 28 年度以降に、事業者等が開催する研修会及び講演会並びに商工会議所等の経営指導員向け研修会（以下「講習会等」という。）に講師派遣を行った件数及び参加者数の推移は、表 5 のとおりである。令和 2 年度の 24 件の実績のうち、8 件（事業者等向け 5 件、経営指導員向け 3 件）はオンライン又は録画した動画での講習会等となっている。

表 5 講習会等への講師派遣の件数及び参加者数

年度	これまでの実績値		評価対象期間の実績値		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
事業者等向け	54 件 (4,578 名)	62 件 (4,384 名)	55 件 (4,607 名)	40 件 (3,561 名)	21 件 (2,201 名)
経営指導員向け	41 件 (2,611 名)	35 件 (2,453 名)	26 件 (1,508 名)	23 件 (1,530 名)	3 件 (520 名)
合 計	95 件 (7,189 名)	97 件 (6,837 名)	81 件 (6,115 名)	63 件 (5,091 名)	24 件 (2,721 名)
上記のうち不当 販売ガイドライ ンの説明会	2 件 (42 名)	4 件 (124 名)	2 件 (35 名)	1 件 (15 名)	0 件 (0 名)

（注 1）括弧内は講習会等の主催者により示された参加者数

さらに、講習会等終了後、参加者に対しアンケート調査を実施しているところ、講習会等による独占禁止法や各種ガイドラインの考え方に係る理解度は表 6 のとおりである。

表 6 講習会等での参加者の理解度

	評価対象期間の実績値		
	平成 30 年度 (注 2)	令和元年度	令和2年度
とても深まった	—	38.2%	43.8%
多少深まった	—	58.3%	53.5%
あまり深まらなかった	—	3.0%	2.5%
全く深まらなかった	—	0.5%	0.2%

(注 2) 令和元年度から追加された指標であるため、平成 30 年度以前の実績は無い。

公正取引委員会では、全国の商工会議所等のホームページ、商工会議所等が発行する会報誌等に、独占禁止法に係る記事を掲載してもらうよう働きかけるなど、ガイドラインの普及・啓発の方法の多様化を図っているところ、当該記事の掲載件数は、平成 30 年度は 19 件、令和元年度は 17 件、令和 2 年度は 12 件であった。

6. 評価

(1) 必要性

独占禁止法は、私的独占、カルテル等の不当な取引制限及び不当廉売等の不公正な取引方法を禁止する旨を規定しているが、これらの規定に違反する行為に対する行政措置等は事後的になされるものである。他方で、取引慣行等の適正化を図り、公正かつ自由な競争を維持・促進するためには、独占禁止法違反行為に対する事後的な対応だけでなく、未然防止を図ることも重要である。

①事業者等からの相談への対応、②独占禁止法上の考え方を示した各種ガイドラインの普及・啓発は、公正取引委員会における独占禁止法の運用の透明性を一層確保し、事業者等の予見可能性をより向上させ、もって独占禁止法違反行為を未然に防止するものであり、事業者等による取引慣行等の自主的な改善を促すために必要である。

(2) 有効性

ア 事業者等からの相談への対応

事業者等からの相談への対応の有効性については、次のとおりである。

- (7) 表 1 のとおり、事業者等からの相談は毎年度 900 件程度で推移している。当該相談において、公正取引委員会は、独占禁止法上問題となるおそれがある取組についてはその旨を回答することにより、相談者に対し、当該取組を実施する前に取組の内容を見直す機会を提供している。これは、独占禁止法違反行為を未然に防止することに貢献した

と考えられる。

- (イ) a 表3のとおり、相談事例集への掲載事例件数は、毎年度10件超で推移しており、平成30年度は10件以上、令和元年度及び令和2年度は、12件以上としていた目標をいずれの年度も達成した。

令和2年6月に公表した令和元年度相談事例集に掲載した主な事例としては、①レジ袋の有料化に伴う事業者団体による単価統一等の取組、②専門工事業者の団体による会員・発注者に対する現場における作業時間の短縮の要請、③家電メーカーによる小売業者への販売価格の指示等がある。

相談事例集に掲載する事例については、独占禁止法に関する理解を深めることで事業者等の独占禁止法違反行為の未然防止につなげることを目的として、相談者以外の事業者等にとって今後の事業活動の参考となると考えられる相談を選定している。

- b また、表3のとおり、公正取引委員会ウェブサイトに掲載した相談事例集へのアクセス数は、令和2年度に関しては10,303件にとどまったものの、平成30年度（15,930件）、令和元年度（16,248件）には15,000件を超えるなど、基本的に毎年度高い水準で推移してきており、これは独占禁止法上の考え方を理解する上での有効なツールとしての相談事例集に対する事業者等の関心の高さを示すものであると推測される。

- c 前記a及びbのとおり、一定数の相談事例を掲載し、その内容を充実させることで、事業者等が、今後実施しようとする取組と同一又は類似する相談事例から、当該取組が独占禁止法上問題となるか否かをある程度判断することが可能となったものと考えられる。

- (ウ) 以上のことから、多数の事業者等が新たな取組を実施するに当たり公正取引委員会に相談し、さらに、当該相談の事例が広く多数の事業者等に認知されることによって、事業者等の独占禁止法に対する理解が向上し、独占禁止法違反行為の未然防止に有効な取組であったと評価できる。

イ 独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発

独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発の有効性については、次のとおりである。

- (7) 公正取引委員会では、講習会等への講師派遣の機会を増やすため、

ホームページでの案内、商工会議所等に対する文書による案内等を行ってきたものの、表5のとおり、講習会等への講師派遣の件数は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、令和元年度、令和2年度と2年連続で大きく減少した。もっとも、令和2年度には、講習会等の主催者側による徹底した感染対策の実施や、公正取引委員会も含めてオンラインでの講習会等の開催に係るシステム等が整備されたことなどにより、20件超となっている。令和元年度、令和2年度と2年間に於ける講師派遣の件数の減少は、当時の社会情勢に鑑みて、また、令和2年度の当該件数が20件超であることからすれば、講師派遣に対するニーズが減少したということではなく、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う講習会等の中止又は延期が主な原因であると考えられる。したがって、今後、新型コロナウイルス感染症の流行が収束に向かうことによって、当該件数は以前の水準に回復することが期待される。

- (イ) また、公正取引委員会が講師派遣を行った講習会等における講演等の質的な面についてみると、当該講習会等の結果、独占禁止法や関連するガイドラインの考え方についての理解が「とても深まった」又は「多少深まった」と回答した参加者の割合は、表6のとおり、令和元年度及び令和2年度ともに95%超と高い水準となっている。
- (ロ) 講習会等に職員を参加させる事業者等は、独占禁止法に関するコンプライアンスに今後又は継続して取り組もうとしている者であるところ、評価期間中に講習会等の件数が一定数あったこと、当該事業者等からの参加者の理解度が非常に高かったことから、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発は、独占禁止法違反行為の未然防止に有効なものであったと評価できる。

(3) 効率性

ア 事業者等からの相談への対応

事業者等からの相談への対応に係る業務については、限られた人員の中で行っているところ、公正取引委員会が評価対象期間中に受け付けた事業者等からの相談については、表2のとおり、相談を受け付けた日から回答を行った日までの日数が7日以内の比率が、いずれの年度も90%以上と高い水準である。

また、商工会議所等の経営指導員を対象とした研修会への公正取引委員会の職員の派遣や、商工会議所等のホームページ等への独占禁止法等に係るPR記事の掲載により、より多くの事業者等に対して独占禁止法上の考え方の周知が図られるとともに、経営指導員による独占禁止法違反

行為に留意した経営指導が可能となっている。

以上により、事業者等からの相談について、迅速かつ効率的な処理が維持できたものと評価できる。

イ 独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発

講習会等では、限られた開催時間の中で、開催する事業者等の事業活動に適したガイドラインを説明したり、関連する業界における過去事例の紹介を行うなど、事業者等のニーズを事前に詳細に汲み取ることで、参加者の理解度がより深まるような内容で実施することができている。また、令和2年度の講習会等については、オンラインによる講習会のほか、講義内容を録画し、その動画を用いた一定期間継続的に受講可能な形式の講習会に対応するなどした。

以上により、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発が効率的に実施できたものと評価できる。

(4) 総合的評価

ア 目標達成度合いの測定結果

(7) 各行政機関共通区分

相当程度進展あり

(1) 判断根拠

測定指標のうち、「相談事例集の掲載事例件数」については、掲載事例件数が毎年度10件を超える相談事例集を公表し、目標を達成した。

また、独占禁止法に係る事業者等からの相談を毎年度900件程度受け付け、当該相談事例集が掲載されたウェブサイトへのアクセス件数もおおむね高い水準を維持している。さらに、講師派遣を行った講習会等については、新型コロナウイルス感染拡大の状況下においても独占禁止法に関する遵法意識が高い事業者等による一定数の開催があり、当該事業者等における講習会等参加者の独占禁止法に係る理解度は非常に高い。

以上から、本施策は、独占禁止法違反行為を未然に防止し取引慣行の適正化を図る上で、相当程度寄与したと考えられる。

イ 施策の分析

測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、独占禁止法違反行為の未然防止に必要かつ有効であったと評価でき、また、限られた人員で事業者等からの相談のほとんどを7日以内に処理していることや、講習会等の実施内容及び実施方法から、効率的であったと評価できる。

ウ 次期目標等への反映の方向性

(7) 施策

今後、新型コロナウイルス感染症の流行収束に伴って、講習会等への講師派遣の件数も以前の水準への回復が期待されることから、引き続き、講習会等の開催等により独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発を図るとともに、事業者等からの相談への対応を行い、独占禁止法違反行為の未然防止を図ることとする。

(4) 測定指標

本件取組は、独占禁止法違反行為を未然に防止し取引慣行の適正化を図るために必要であり、相当程度の有効性及び効率性があつたと評価できることから、測定指標のうち、

- ① 「独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応による独占禁止法違反行為の未然防止状況」及び
- ② 「独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発による独占禁止法違反行為の未然防止状況」

については、現在の目標設定の考え方を維持し、引き続き本件取組を推進していくこととする。

他方、測定指標のうち、「相談事例集の掲載事例件数」については、相談事例集の作成は事業者等からの相談への対応の一環として行うものであることを踏まえ、令和3年度以降においては、前記①の測定指標の効果を測るための指標の一つと位置付けることとし、「測定指標」からは削除することとする。この措置に伴い、当該測定指標の効果については、従来からの指標である「事業者等からの相談件数」及び「公正取引員会ウェブサイトに掲載された相談事例集のアクセス件数」に加えて、「相談事例集の掲載事例件数」の実績値を基に測定することとなる。

7. 第三者の知見の活用

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

○ 実績評価書資料の5(2)の独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発において、録画した動画等による講習会等を実施した旨の記載があるが、動画は講習会等の代わりになるものだと思うので、うまく活用してもらいたい。 (基礎的な内容等の動画で足りるようなものは動画で対応したり、各業界に特化したような内容であれば、対面での実施や特別な説明動画を作成したりするなど、	南島委員
--	------

今後、オンライン化が進むと思われるので、動画等を有効に活用していきたい旨回答した。） ○ 講習会等の参加者の理解度に関連して、徐々に目標値を引き上げて、理解度といった数値を向上させていくという方法もあるが、目標値を高めるというのにも限界があるので、目標値はある程度あればそれで十分であるという前提で、ある程度の参加者に、一定程度理解してもらえるような講習会を増やしていくことを重視するような指標としていくという考え方もあると思う。 （御指摘のとおりであり、参加者に、一定程度理解してもらえるような講習会を増やしていくことが重要であると考えている旨回答した。）	
○ オンラインと対面の場合のアンケート結果を比較するなどして、どちらにどのような利点があるかを分析し、それぞれの弱みを補完するような取組が必要と考える。 （オンラインと対面の場合のそれぞれのアンケート結果はあるので、今後、内容を分析し、取組内容を検討することとしたい旨回答した。）	小林委員
○ 相談事例集は、毎年、大学の講義でも使用させていただいており、大変重宝している。キーワード検索機能等も付いて、データベースとして非常に有効なものである。今後とも、事例の拡充をお願いしたい。	多田委員
○ 講習会等の参加者の理解度については、説明の中のどの部分を理解してもらえなかったのかを把握することも重要である。どの部分を理解できなかったのかに関するデータ・情報があれば、次の講習会等にも活かせるのではないか。 （講習会等のアンケートはマークシート方式となっており、具体的な記載はほとんど無いため、今後、検討することとしたい旨回答した。）	中村委員
○ 「講習会等の内容を録画した動画を、一定期間何度でも視聴可能となるような特定の事業者等向けの講習会等にも対応した」との記載があるが、これはこういった趣旨か。 （講習会の様子を撮影し、講習会に参加できなかった者等に対して、一定の期間、視聴できるように対応したことを記載したものである旨回答し、実績評価書資料 8	池谷委員

頁の該当部分を修正した。)	
---------------	--